

# 本県における生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しの基本的な考え方等について

## 1 水域類型の見直しの概要

### (1) 制度概要

#### 【環境基準】（環境基本法第16条第1項）

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準（行政目標）

（昭和46年環境庁告示第59号別表第2）

水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）

人の健康の保護に関する基準（全水域一律の基準）

生活環境の保全に関する基準（水域の利用目的等に応じた類型ごとに定められた基準）

生活環境の保全に関する基準

河川の場合

水生生物の保全に係る基準

類型	主な利用目的	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数 (令和4年4月～)
AA	自然探勝	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道・水産		2mg/L以下			300CFU/100mL以下
B	水道・水産		3mg/L以下			1000CFU/100mL以下
C	工業用水	6.0以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	農業用水		8mg/L以下	100mg/L以下		—
E	環境保全		10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。		2mg/L以上

#### 【類型指定の事務】（環境基本法第16条第2項）

2以上の都道府県にわたる主な水域は国が、その他の水域は県があてはめる類型を指定

⇒ 県は利根川、常陸利根川、江戸川、旧江戸川、東京湾以外の水域の類型を指定（平成5年政令第371号）

### (2) 本県における水域類型指定の状況等

環境基準の告示では、「水域類型は利水の変更や水質の変化等に伴い適宜改訂するもの」とされている。

見直した類型を適用することで各水域の水質を維持

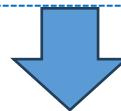
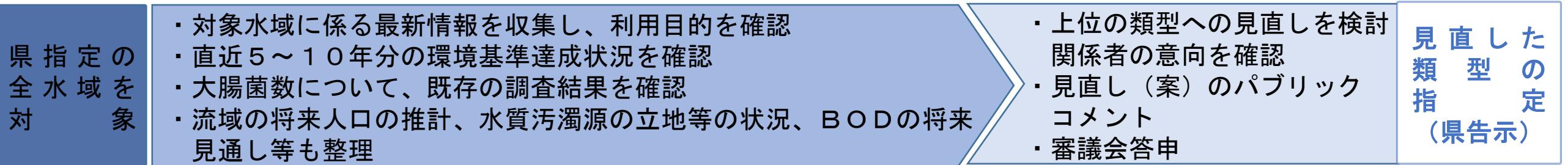
本県では類型指定当初と比べ、多くの水域で水質の状況等について変化が生じているため、見直しが必要。

※令和4年4月から「大腸菌群数」については、「大腸菌数」へと項目が見直され、新たな基準値が適用されている。

## 2 本県における **これまでの** 水域類型見直しの基本的な考え方

類型の見直しに当たっては、各水域の利用目的（水道水源、農業用水などの利用）の変化及び水質の改善状況（BOD等の環境基準達成状況）を整理し、関係者の意向を確認した上で、上位類型への見直しについて検討し、以下のとおり行うこととしていた。

### 【これまでの見直しの進め方】



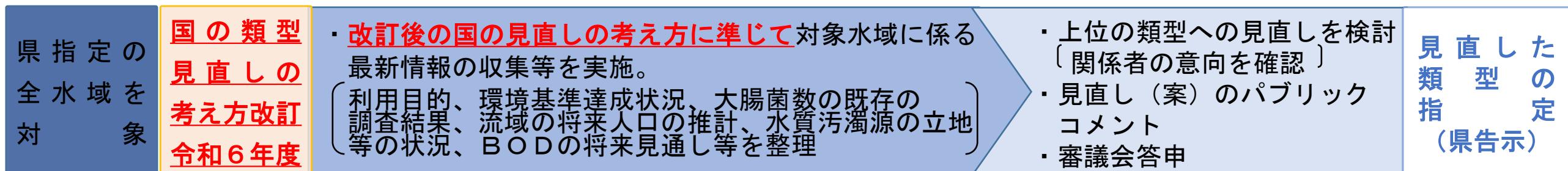
国は、類型見直しの考え方について検討中。

## 3 本県における **今後の** 水域類型見直しの基本的な考え方（案）

今回説明事項

本県では、国の考え方に準じてBODの測定値を基本に検討を進めてきたところだが、令和4年4月から「大腸菌数」の環境基準が適用されたことを受けて、国が現在、大腸菌数について判断基準とするかを検討中であり、来年度中に方針が示される見込みであることから、これを受け改めて見直しを進めていくこととする。

### 【今後の見直しの進め方】



#### 4 今後のスケジュール

改訂後の国の見直しの考え方が示されたのち、本県の生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しの考え方を整理し、令和7年度に部会に考え方を諮ることとする。

初回の見直しは、本県として類型指定後の初めての見直しであることから、類型指定当時と比べて水質状況の変化が顕著である都川と葎川を対象とし、モデル的に検討を行う。

以降は、県内河川を6グループに区分し、年間1～2グループずつ順次見直していくこととする。

##### 【見直しグループ】

都川及び葎川（モデル事例）	⇒	～令和7年度（予定）
グループ① 江戸川流入河川	}	グループ毎に順次、 見直しを進める。 (令和8年度～)（予定）
グループ② 利根川流入河川		
グループ③ 九十九里海域流入河川		
グループ④ 南房総海域流入河川		
グループ⑤ 東京湾内房流入河川		
グループ⑥ 東京湾内湾流入河川		

## 1 河川に当てはめる生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しに係る検討事例

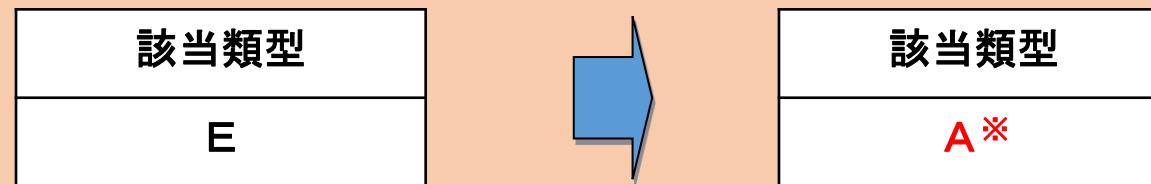
### (1) 見直し対象河川の状況（都川の事例）

見直し対象河川の状況は、以下のとおり。

- ・ 現状及び将来の利用目的に変化はなく、現行の類型の利用目的と整合性がとれている。
- ・ 現行類型はE類型である。
- ・ BODの環境基準は、過去5年間A類型を達成している。
- ・ 大腸菌数の環境基準は、B類型を未達成である。

本県におけるこれまでの生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しの考え方に基づいて行った場合の見直し後の該当類型は以下のとおり。

本県におけるこれまでの生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しの考え方に基づいて行った場合



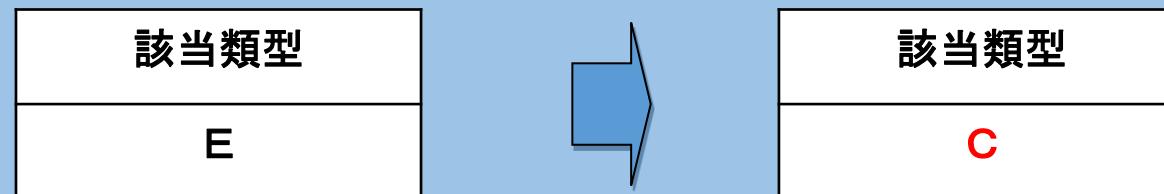
※大腸菌数の基準については当面の間適用しない。

### (2) 見直しの検討事例

国が、BODに加え新たに大腸菌数についても判断基準とした場合は、該当類型は以下のとおり。

BODはA類型を達成しているが、大腸菌数はB類型を達成していないことから、現状で両方を達成できているC類型となる。

国における改訂後の生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しの考え方に基づいて行った場合



なお、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」の告示において「当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮する」こととなっている。このため、A類型への見直し後にC類型へ見直しを行うことは極めて困難である。

令和4年度第2回 (R4. 12. 26) 千葉県環境審議会水環境部会において整理した事項

## 2 本県におけるこれまでの類型指定の見直しの考え方の検討状況

### (1) 見直し対象水域

見直しの対象は県内の全水域であるが、水質や利用目的等に大きな変化がみられるのは河川であることから当面、以下の河川を対象に見直しを進める。

- ア 利用目的に変化が生じ、現行の類型区分の利用目的と整合していない河川
- イ 類型指定当時と比べて水質の状況が大きく改善している河川

### (2) 見直しの考え方

県が行う類型指定に係る事務は、地方自治法第二条に定める第一号法定受託事務であるため、本県では、国の考え方に準じて見直しの考え方を以下のとおり検討。

### 国における生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しの考え方（概要）

#### 【平成9年5月14日中央環境審議会諮問（抜粋）】

- 適切な利用目的に応じた類型に見直す。
- 現状の水質が上位類型を達成している河川について水質維持の考え方により見直す。  
（「水域類型は、当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮する」との観点からの見直し）

#### 【平成19年9月5日第1回中央環境審議会陸域環境基準専門委員会資料5（抜粋）】

- 上位類型の基準を満足していることの判断は以下のとおり。
- ①5年間以上安定して上位類型の基準を満足しているB類型以下の水域。
- ②10年間以上安定してAA類型を満足しているA類型の水域。
- ③BODの測定値を基本とし、その他の項目については必要に応じて考慮。

### 本県における生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しの考え方（概要）

（令和4年度第2回 (R4. 12. 26) 千葉県環境審議会水環境部会において整理した事項）

○適切な利用目的に応じた類型に見直す。

○現状の水質（BOD）が上位類型を達成している河川について水質維持の考え方により見直す。

- 上位類型の基準を満足していることの判断は以下のとおり。
- ①5年間以上安定して上位類型の基準を満足しているB類型以下の水域。
- ②10年間以上安定してAA類型を満足しているA類型の水域。

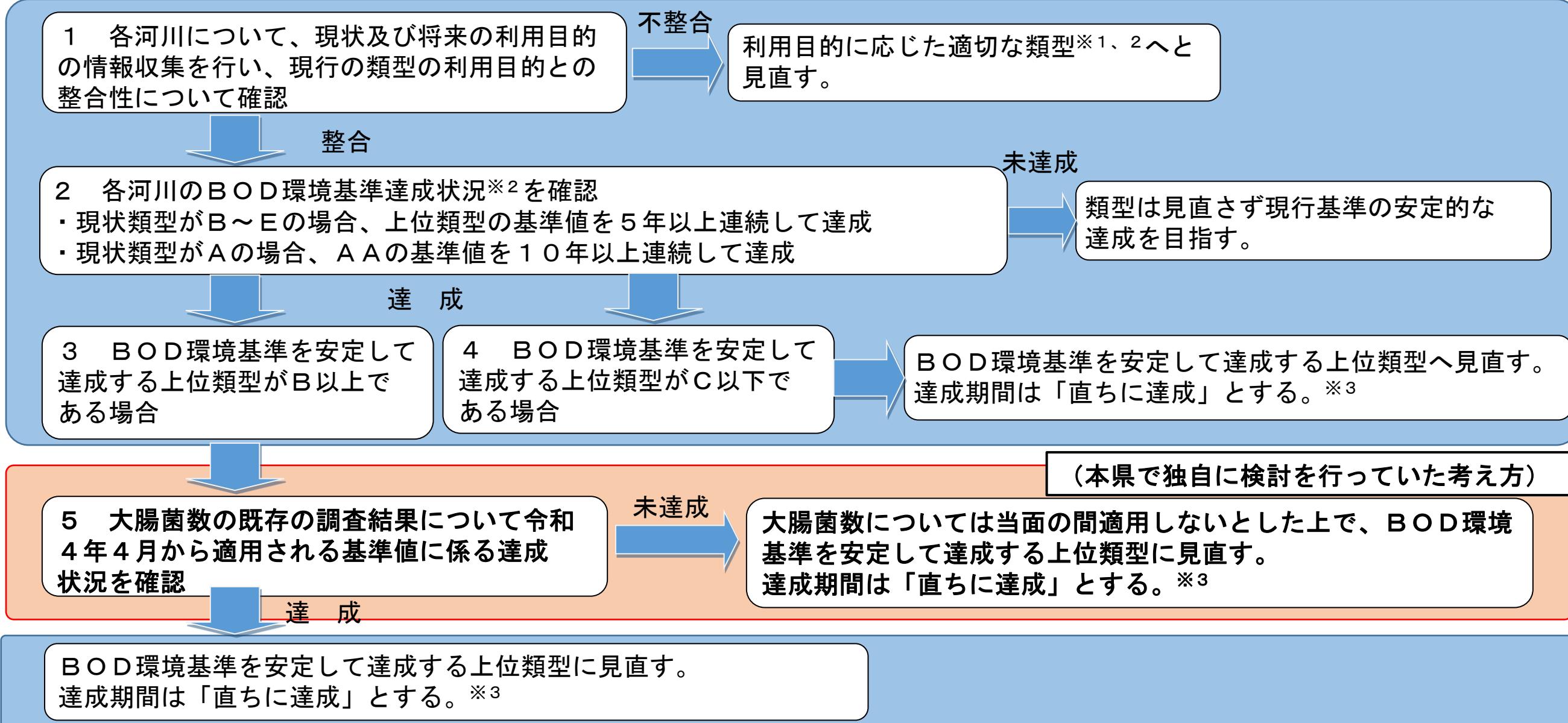
#### （本県で独自に検討を行っていた考え方）

○BOD環境基準を安定して達成する上位の類型がB以上の場合、大腸菌数の既存の調査結果について、令和4年4月から適用される基準値に係る達成状況の確認を行い、達成していない場合は、大腸菌数については当面の間適用しないとした上で、上位の類型へ見直す。

○BODの測定値を基本とし、その他の項目については必要に応じて考慮。

(3) 河川に当てはめる生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しの進め方について  
 参考2(2)の見直しの考え方に基づいて、以下のフローにより見直しを進めることを検討。

令和4年度第2回 (R4.12.26) 千葉県環境審議会水環境部会において整理した事項



(本県で独自に検討を行っていた考え方)

※1 見直し後の類型及び達成期間※3は、既存の水質状況を勘案して、設定する。  
 ※2 水質が現状よりも悪化することを許容することとならないことに留意する。(非悪化原則)  
 ※3 類型見直しの際は、達成期間の見直しも合わせて行う。  
 達成期間：水質環境基準の達成に必要な期間であり、類型指定と合わせて設定することとされている。  
 類型を見直す際も、合わせて達成期間を設定する必要がある。  
 (水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日環境庁告示第59号))

- ・「イ」：直ちに達成
- ・「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成
- ・「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成
- ・「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ、可及的速やかな達成に努める